

平成30年3月6日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	商工創成課長
安達徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	佐藤肇	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第1回定例会
 平成30年3月6日(火) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 おはようございます。

一 般 質 問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○内藤 明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成30年3月6日(火)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	やさしさと思いやりのある安全安心な交通社会の実現について	(1) 都市計画道路の歩行中、自転車乗用の交通事故防止対策について ア 落衣島線(市道ほなみ団地陵東中学校線)の小中学校周辺や農村集落の安全対策について イ 先端技術を駆使した交差点除排雪について	4番 渡 邊 賢 一	市 長
8	勤労市民の格差・貧困・不平等の連鎖をなくし、笑顔で働き続けられる真の「働き方改革」について	(1) 非正規労働者の雇用安定と「同一労働・同一賃金」実現について ア 「会計年度任用職員制度」導入に向けた対応について イ 有期社員「無期転換ルール」と派遣社員「3年ルール」の遵守と周知		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		徹底について (2) 介護職員の待遇改善について (3) 多種多様な職業観の啓発について		
9	介護報酬及び第7期介護保険料について	(1) 介護現場の現状把握について (2) 新介護報酬の評価について (3) 介護保険料の一般会計からの繰り入れについて	6番 遠藤 智与子	市長
10	生活保護費について	(1) 本市の現状について (2) 国の動きを受けた今後の課題について		市長
11	就学援助金について	就学援助の対象の拡大について		教育長
12	平成30年度の市政運営について	第6次寒河江市振興計画行動計画（平成28年度～平成32年度）の中間年にあたって (1) 組織の見直しにおける慈恩寺振興課の新設について (2) 市民浴場・市営住宅の建設計画について (3) なか保育所の新設移転に伴う影響について	8番 石山 忠	市長

渡邊賢一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号7番、8番について、4番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 おはようございます。社会民主党、市民クラブの渡邊賢一でございます。

鶏口午後、最大多数の無党派議員の1人として、また多くの市民の皆様を代表いたしまして御質問させていただきます。

まず初めに、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災から間もなく7年、お亡くなりになった多くの方々に謹んで衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々、また東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、

今なお避難を余儀なくされている、不自由な生活を強いられている方々に対しまして、心よりお見舞いを申しあげたいと思います。

震災で御両親を亡くされた遺児、ひとり親となった孤児合わせて約1,800人の子供たちの幸せを願い、苦難を乗り越えて、強く生きていてほしいと思っています。

また、この冬の記録的な豪雪、また先日の暴風雪で被災されました多くの市民の皆様に、改めまして心からお見舞いを申しあげたいと思います。

さて、球春、春の選抜高校野球や県縦断駅伝競走大会も近づいてまいりました。私は、55年前、1963年、昭和でいうと38年2月、この年も記録的な豪雪となった三八豪雪の悪条件の中、

この世に生を受けました。当時は、もちろんハッピーギフトのような手厚い歓迎にはほど遠く、雪が降りしきる中、遠くから産婆さんに来ていただいて、大変苦勞された話を聞いております。

7年前、東日本大震災のときも、被災地には冷たい雪が舞いおり、低体温症で命を奪われた方、関連死も発生いたしました。どんなに現代文明が発達しても、この大自然に無抵抗で無力感を覚えたことを記憶しております。この震災の記憶と教訓を風化させてはならないと思います。

さて、この大自然、雪国の生活、豪雪の恐怖、苦難に打ち勝ってきた先人たちの苦勞ははかり知れません。雪を自然の恵み、地域資源として、克雪、利雪を見出し、ウインタースポーツや雪遊び、雪祭りを考え、今に至った先進地域の知恵を学ぶため、無党派議員の有志で先日、新潟県十日町市を行政視察させていただきました。沖縄県からも観光客が多く来ておりまして、見事につくられたメインステージの首里城はまさに圧巻でございました。平和を願う十日町市民の沖縄に対するエールが形づけられたと私は思っています。

69年もの前から、市民が一丸となって、多くの苦難を乗り越えてきた強靱な忍耐力、厳冬の中で交わす笑顔、最高のおもてなしを感じてきたところでもあります。

本市を含め、雪フェスティバルは産声を上げて3年となりますけれども、今後こうしたものに生かしていけるものと、発展を確信しているところがございます。

そして、人情味あふれるこの平和な社会、「ベストスマイルシティ寒河江」を後世に残していく使命、議員としての職責を再認識し、今ここにたまたま偶然にも生かされていること、この命の大切さをかみしめながら歩んでまいり所存でございます。

さて、今回は第6次振興計画の前期アクション

プランを反映しました新年度一般会計当初予算案を踏まえ、安全・安心のまちづくりの課題、そして、現在、国会でも議論されておりますが、「同一労働・同一賃金」実現を目指す働き方改革につきまして質問通告をさせていただいておりますので、どうか市長には誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

通告番号7番、やさしさと思いやりのある安全安心な交通社会の実現についてでございます。

(1)の、都市計画道路の歩行中、自転車乗用の交通事故防止対策について。

1点目が、落衣島線（市道ほなみ団地陵東中学校線）の小中学校周辺や農村集落の安全対策について御質問させていただきます。

この質問につきましては、前回、時間切れとなってしまったものでありまして、御答弁を準備されていた執行部の皆さんには大変申しわけありませんでした。昨年の12月議会におきまして、市道認定されましたほなみ団地陵東中学校線を含む学校と集落周辺のエリアについてお伺いしたいと思います。

この路線につきましては、昭和35年、市の市制施行後、間もなく都市計画道路の路線決定がなされ、60年近く経過したものでございます。ことしは陵東中学校創立50周年の節目でもありますけれども、市内中心部の通称内回り環状線、地元では待ちに待った念願の道路整備に大きな期待を寄せております。

今年度は概略設計が行われ、延長約900メートル、幅員18メートルの道路事業として、中心ぐいの位置や全体のレイアウトがほぼ確定しまして、新年度には道路詳細設計等として、用地測量、物件調査に5,500万円が盛り込まれているようでございます。

当該計画箇所は、市道丸内西根北町線、県道寒河江村山線西部街道と交差し、西根地区の十二小路、下河原、中、北、石川の各集落を貫通する、いわば交通要所となります。また、活断

層が南北に縦断し、さらにその高低差がありまして、大変な難所とも言われております。

沿線の中央工業団地からのアクセスがよいため、建設機械を載せた重車両、また運送会社の大型トラックなど大型車、特殊車両が頻繁に行き来し、さらに官公庁で働く皆さんが集中する通勤路、そして小中高の児童生徒、学生の皆さんが通る通学路でございます。市内唯一の人口増地域でもございます。

そのため、学校周辺の交通量を鑑み、実施設計の中で、交差点の時差式信号や夜間でも見やすい標識、ガードレール、除雪対応のスペース等が必要ではないかという市民の心配する声がございます。実際、地域の懇談会や学校での会合などで、ぜひ安全対策をしっかりとお願いしたいという地域の皆様の声をいただいているところであります。

具体的な安全対策をどう盛り込んで進めていくのか、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

渡邊議員からは、落衣島線、小学校周辺等の安全対策について御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

ただいまありましたとおり、都市計画道路落衣島線については、寒河江市の内回り環状線として、交通ネットワーク形成の最重要路線と位置づけてございます。

この西根工区に関しましては、ほなみ団地と陵東中学校をつなぐ道路として、昨年12月議会で、市道ほなみ団地陵東中学校線として市道の認定をいただいたところでございます。

これまで、整備につきましては、平成25年度にほなみ団地内の市道ほなみ団地西根線が完成をして、今年度から西根工区に着手をして、概略設計を行っております。30年度、来年度は道路の詳細設計、それから用地調査等を行う予定

であります。早期の完成に向けて、整備を進めてまいりたいと考えております。

御質問の小中学校周辺や地域集落の安全対策でございますけれども、我々、市といたしましても、この路線の整備に伴って、通学や通勤、または中央工業団地などへの利用による交通の需要増加が予想されております。事故などが懸念される箇所であるとも考えております。したがって、今回の整備に関しましては、車道の拡幅のみならず、両側に歩道、自歩道の整備なども計画をしているところであります。

御指摘の交差点の信号あるいは交通標識などについては、公安委員会や県など関係機関と十分綿密な協議を行って、安全な道路の整備を行っていきたいと考えております。

また、集落などの既存の市道と交差する箇所も多いわけでありまして、そういう箇所につきましても、交通の安全性は当然のことながら、使い勝手もよくなるような既存道路との取りつけを考えていきたいと考えております。

今後、詳細設計ということでありまして、その詳細設計ができましたら、地域の皆さんにも説明会などを開催して、御理解と御協力をいただきながら、事業の展開を図っていきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、寒河江市にとって、この内回り環状線となる落衣島線は、将来につながる大変重要な道路になっていくと思いますので、早期完成を目指して頑張っていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。ぜひ、説明会を通して、丁寧に進めていただきたいと思います。

そのほか、市民の声といたしましては、工期を短くして、1工区、2工区などと区切らず、一気に全線を整備していただけないものかという声や、中学校側から工事を着手してほしいと

いう声、あと市立病院の前のように、長期化にならないでほしいというお話や、自分たちが生きている間にぜひ完成していただいて、冥途の土産にしたいという声も出されております。これは、御答弁は結構ですが、地域の声としまして、市長にお伝えしたいと思っています。

さて、2つ目が、この交差点に関して、先端技術を駆使した交差点排除雪につきまして御質問をさせていただきます。

去る2月19日に道路除雪の状況視察をさせていただきまして、私は、厚生文教常任委員会の班としまして、陵南中学校学区の通学路を中心に数カ所の危険箇所を確認させていただきました。緊急性の高いものにつきましては、早速対応していただいたとの御報告がありました。多くの課題については今後、議会全体で議論し、まとめる予定になっております。

今年度補正予算に除雪費2,000万円が追加計上、上程されていますけれども、豪雪による被害が手おくれにならないように、適切に対応が求められてくると思います。

去る2月22日の山形新聞の一面で、「シリーズ山形再興 第2部・雪と暮らす 除雪の先進技術活用」の中で本市が紹介されました。今年度から衛星利用測位システム、いわゆるGPS機能を使ったきめ細やかな除雪が行われておりますが、特に袋小路で雪押し場、除雪スペースのない狭隘道路に面して、どか雪で悩まされていたひとり暮らしの老人の方々からは大変好評でございます。私の地元でも、大変助かっている、ありがたいとの声が上がっております。

さて、交差点では車道の各方向から雪が押し出され、高く積み上げられ、さらに歩道除雪の雪がかさ上げられるという、そういったままになっているという、大きな壁になっている箇所が少なくございません。これは、ことしに限らず、毎年の課題でございます。特に、ことしは農業用水路の水がせきどめされたり、極端に少

ない水量のため、市民がこの豪雪のときに、消雪に苦勞しているのが実態でございます。

そこで、交差点除排雪にも何らかの応用をきかせていただきたいと思います。また、押し出された雪を、消雪パイプを埋設して、水を引いて流し、消雪、融雪できないか、あるいは太陽光など自然エネルギーで無散水消雪ができないか、都市計画道路の整備の最新のオプションをここに導入していただきたいと思います。

また、交差点に面している世帯や企業の皆さんから協力をお願いし、消雪剤をまいたり、壁の上部を削り、視界をできるだけ上げられるような除排雪のボランティアをしていただくことができないかと思っています。

現在の地区一斉除雪の際の除雪経費の3分の2の補助をもっと活用していただくとともに、市で管理する小型除雪機の貸し出しを適宜行うなど、地域でさらに有効利用をできないかなど、さまざまな可能性を見出す検討が必要ではないでしょうか。

便利で広い道路であるがゆえに、冬期間は危険で高い障壁となっている、この交差点における除排雪の安全対策につきまして、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、先ほど渡邊議員からもありましたが、マスコミなどで何回も紹介されているわけでありまして、寒河江市におきましては、今年度よりGPSを活用した除雪情報管理システムの運用を開始して、きめ細かな除雪を実施していこうとしているわけでありまして。

今年度、初めての試験運用ということでありました。いろいろ実際に行ってみての反省点などもあるわけでありまして、そういったところを来年度にはさらに生かして、充実した利用方法なども考えながら、さらにきめ細かに除雪

作業を行っていききたいと考えております。

御質問の交差点の除排雪につきましては、特に今年度、積雪量が多かったわけですから、そういったことで、市道から県道への進入時、あるいは狭い通りから幹線道路へ進入する際など、御指摘のとおり、除雪により積み上げられた雪が高い壁となって、左右が確認しづらい、困難になっている状況などについては、担当課のほうにも多くの問い合わせ、あるいは苦情が寄せられていたところでもあります。事故なども懸念されておったところでもあります。我々としては、そういった連絡をいただいたところには速やかに対応をしてきたつもりでございます。

御指摘の、都市計画道路整備の際の最新のオプションの導入という御提案でありますけれども、消雪パイプの埋設あるいは無散水消雪の採用ということで御提案がございましたが、我々としては、これまでのいろんな知見などからして、構造上の問題や、あるいは維持管理の問題、あるいはもちろん経費の問題もありますけれども、そういった点を考慮していくと、今の段階では現在の機械での除雪に頼らざるを得ないと認識しておりますが、今回、最新のGPSなども導入をしたということもありますから、いろんな面で研究を続けていかなければならないと認識しているところでもあります。

先ほども申しあげましたけれども、市では今回の雪などは特に常時パトロールを行いながら、特に通学路などについては子供たちの安全を確保するという意味から、市民の皆さんから連絡を受ければ直ちに除排雪作業を交差点などについて行って、交通事故が起こらないように、今後も万全な対応をしていきたいと思います。

それから、除排雪のボランティアについて、市で呼びかけてはどうかというような御提案もございました。大変貴重な御意見だと思っております。

我々としても、もちろん行政が主体的に除排

雪作業を行っているわけでありましてけれども、理想とすれば、市民の皆さんとの協働による除排雪が、今年度のような豪雪を乗り切っていくためには非常に有効な手段ではないのかなと考えているところでもありますので、今後さまざまな可能性について、いろいろ積極的に検討していく必要があると考えております。

いずれにしても、特に交差点部の除排雪については、これからも先端技術の導入を研究したり、また市民の皆さんのボランティア活動を助長したり、市民の皆さんとの協働によって模索をしながら、安全・安心な除雪を心がけてまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願い申しあげる次第であります。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。ぜひ市民が無事故で、笑顔の挨拶が通い合う、そして卒業式、入学式前に事故など起きないように、安全で安心な交通社会に向けて、ハード、ソフト両面から、これまで以上の特段の御配慮、御尽力をお願いしたいと存じます。

続いて、通告番号8番、勤労市民の格差・貧困・不平等の連鎖をなくし、笑顔で働き続けられる真の「働き方改革」について御質問させていただきます。

(1)の非正規労働者の雇用安定と「同一労働・同一賃金」について。

1つ目が、「会計年度任用職員制度」導入に向けた対応についてでございます。

安倍内閣は、裁量労働制を除き、残業代ゼロ制度創設や残業時間上限規制など労働基準法改正案と、「同一労働・同一賃金」を目指す労働契約法改正案など、数本の法案を働き方改革関連法案として強引に一つにまとめ、今国会に提出、一括審議、成立をさせようとしています。

今、問題となっている、高度プロフェッショナル制度と言われる、残業代ゼロ、定額働かせ放題と言われている法案は、長時間労働を促進

し、過労死リスクが高まると批判され、3年以上も継続審議になっているものでございます。

他方、残業時間上限規制法案、これについては、長時間労働や働き過ぎを是正し、残業時間の上限を規制しようとする法案でございます。

一方で長時間労働を促進し、他方で規制するなど、この2つの法案は全く真逆の矛盾するもので、一本化は当然誤りだと思っています。しかも、「同一労働・同一賃金」は、これらの2つの法案とは全く性格が違って、正規と非正規の格差をなくそうというものでございます。

政府は、この真逆の法案、そして性格の違う法案を一括して、労働者に踏み絵を迫るとともに、国会での審議時間を短縮しようとしています。

過労死、過労自殺で労働災害に認定されました方々、昨年だけでも全国で200人近くになります。このような働き方改革では、過労死、過労自殺はもとより、働く人たちの健康や生活は守れないと思います。安倍内閣の進める、企業が一番活動しやすい国、生産性重視では、長時間労働の規制も均等待遇も実現できません。労働基準法は働く人たちの命と健康を守る最低基準を定めた法律でありまして、この理念のもとでの真の働き方改革を進めていくべきだと思います。

さて、質問ですが、本市の臨時・非常勤職員の雇用形態は3種類あると伺っております。

1つが、専門知識や経験を有する、地方公務員法上、非常勤嘱託職員と呼ばれ、週29時間以内、正職員の75%程度の勤務形態で働いている方々、2つ目が、簡易な業務や正職員の事務補助に従事する日々雇用職員、週38時間45分以内ということで、正職員のフルタイムと同じ形態で働いている方々、3つ目が、短時間勤務雇用職員、これは29時間以内で、いろいろな短時間の勤務で働いている方々、この3つに大きく分かれます。

今年度、本市にはそれぞれ何人配置されているのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成29年4月1日現在の配置状況であります。非常勤嘱託職員が58人、日々雇用職員が44人、短時間雇用職員が114人、合計して216人でございます。

また、主な所属別に申し上げますと、市長部局などが75人、市立病院が24人、保育所、学校などが117人となっております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市職員の条例定数は559人と聞いておりますけれども、実際の配置定数が430人でございますが、単純計算で、全体の36%ということで、行政サービスの提供において大きな役割を担っていただいていると思います。

全国の自治体においても、多くの臨時非常勤職員が採用されてきましたけれども、自治体によっては事務補助員を特別職として任用していたり、あるいは採用の方法が明文化されていない、一時金が支給される、されないなど、正職員に近い勤務形態でありながら、その処遇が余りにも冷たいことから、「同一労働・同一賃金」の大きな課題としてあらわされてまいりました。

御本人たちからお話を聞く機会があったわけですが、正職員と大きな格差、差別、「官製ワーキングプア」という言葉、これを早くなくしていただきたいと涙ながらに訴えてられていました。

正職員の皆さんも、同じ職場の仲間として、この格差に対しやるせない思いが寄せられております。

非正規労働者の増加は、経済上の理由から「結婚したくてもできない」「子供もつくりたくてもつけれない」「家を建てたいと思うんだけど、銀行ではお金を貸してくれないのでローンもできない」などという、多くの若者や

臨時職員が悲鳴を上げてきたわけであります。

こうした背景から、国は地方自治法、地方公務員法を改正し、特別職非常勤職員の任用を厳格化し、一般職の非常勤職員とあわせて、名称をこれからは会計年度任用職員として、その任用に関する制度を明確化することにしていきます。そして、新年度から条例改正など準備を進め、2020年4月1日の施行時期を定め、期末手当や退職手当などの支給を可能としているのであります。

そこで、本市の導入に対する対応について、今後どのように予定されているのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 会計年度任用職員制度導入への対応ということですが、昨年5月に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容では、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用・服務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員の任用条件の適正化を図り、非常勤嘱託職員等について、会計年度任用職員制度へ移行するものとなっているわけであります。

この制度のもとでは、一定の条件のもと、期末手当や退職手当の支給が可能となる一方で、守秘義務や職務に専念する義務といった服務規程が適用されて、懲戒処分等の対象となるなど、公務運営の適正確保の観点から、その運用が求められているというところでございます。

こうした状況を踏まえて、この制度のスムーズな導入に向けて今、準備を進めているわけですが、そのスケジュールといたしましては、平成30年度に、来年度ですが、現在の臨時・非常勤職員の任用実態を把握し、任用根拠の明確化、適正化を図った上で制度設計を行い、それを踏まえて、31年度に条例、規則等の制定及び改正、人事給与システムの改修等を行う予定になってございます。

そういったことから、平成32年4月から施行するという手はずになってございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 2020年度からの円滑な制度導入につきまして、県のほうではことし9月までに制度設計を進めるとしているようでございますけれども、ぜひ適切に対応していただきたいと思っております。

特に、今いらっしゃる職員の皆さんを、導入によって、このふるいにかけて職を失う人が出ないように、ここは特に意を用いていただきたいと思っております。ここは強くお願いしたいと思っております。

また、一般職の退職者につきましては、今、再任用職員制度という制度にのっておるわけですが、この処遇改善、これまで御指摘させていただいてきた経過もございまして、行政職給料表の3級格付等につきましても引き続き努力をお願いしたいと思っております。

これについては、市長、いかがでしょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 前段の会計年度任用職員制度につきましては先般、総務省からマニュアルが示されております。そのマニュアルに基づいて適切に制度設計を進めて、採用に当たっては、できる限り広く募集を行っていきたいと考えております。

また、再任用職員の処遇については、我々としては今後とも職務内容によりその決定をしていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、有期社員「無期転換ルール」と派遣社員「3年ルール」の厳守と周知徹底について御質問させていただきます。

安倍総理を初め、憲法改悪を唱える人たちは、

アメリカと一緒に海外で戦争ができるようにと、憲法第9条に自衛隊を明記すべきと改憲策動に狂奔していると、憲法学者の多くが指摘しています。徴兵制の復活まで危惧されておりますが、私はまず現憲法の第14条と第25条の規定につきましてお話ししたいと思います。

憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として、法のもとの平等をうたっております。しかしながら、男女間と、正規、非正規の労働者の賃金や待遇の格差が今、存在しているわけであります。

憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として生存権を保障していますが、残念ながら、生活保護の削減、年金カット、医療や介護の負担増などで空文化していると言わざるを得ません。

特に、年金制度については、積立金の原資を株式運用し、マイナスになったら支給額を引き下げ、支給開始時期を引き上げると。高齢者、お年寄りには死ぬまで働けと言わんばかりの改悪も大きな問題だと思えます。

また、働く者の4割、約2,000万人が年収200万円以下で、低賃金の非正規労働者であり、過労死を生み出す長時間労働、過密労働が蔓延していると言われております。スマートフォンで簡単に仕事が見つかり、ブラック企業によるブラックパート、ブラックバイトなど、連日マスコミでも問題として取り上げているところであります。

さて、本県の最低賃金が改定されまして、昨年10月6日から、717円、これが22円上がって、739円となりました。しかし、東京都の958円との比較では219円低く、同じように働いて、1日8時間でも1,752円、月20日働いたら3万5,040円も差が生じてくることとなります。これが都市と地方の格差そのものでありまして、

若者流出の原因の一つとも言われております。

さて、市長、御案内のとおり、来月から労働契約法の改正によって、民間労働者の非正規雇用のルールが大きく変わります。2018年問題と言われておりますが、有期雇用契約5年を超える場合、無期契約への切りかえを申し込める「無期転換ルール」がこの1つであります。もう一つが、労働者派遣法改正によって、派遣社員を専門性の高い26の職種を除き、同じ職場で3年以上雇用してはならないという「3年ルール」がいよいよ運用されるのでございます。

残念ながら、労働組合のある企業、労働者が2割を切るというような状況でありまして、こうした不法労働行為のチェックができず、違反した場合の摘発が不十分と言われております。

この立場の弱い勤労市民が泣き寝入りをする事のないように、県や国と連携して啓発していくべきと思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま渡邊議員からの御紹介がありましたが、平成25年に改正をされました労働契約法では、同一業務の契約が繰り返して更新され、通年5年を超える有期契約労働者は、契約社員、パートタイマー、アルバイトなどの区別なく、期間の定めのない無期労働契約に申し込む権利が得られることになるわけでありませぬ。これが「無期転換ルール」と呼ばれるもので、法律の施行5年となる本年4月から無期労働契約への転換申し込みが本格化すると予想されているわけでありませぬ。

また、平成27年に改正されました労働者派遣法において、同一の派遣労働者を派遣先の事業所における同一の組織体に対し派遣できる期間は3年が限度となって、同一の組織体に継続して3年間派遣される見込みがある方については、派遣終了後の雇用継続のために派遣元が雇用安定措置を講ずる、いわゆる「3年ルール」が義

務化をされ、法律の施行3年となることし10月以降、本ルールに基づいて3年間の派遣期間終了を迎える方が出ると予想されているわけであります。

いずれのルールも、非正規で働く労働者が安心して働き続けられることを目的としたものでございます。

一方で、このルール運用については、対応する事業所の受け入れ準備不足、あるいは雇いどめなども危惧されているわけであります。

そうしたことから、これらの制度が適正に運用されるために、国でもホームページで情報提供をするとともに、昨年は山形労働局が県内の事務所を対象に3回にわたってセミナーを開催するとともに、関係機関にパンフレットを配付して、啓発に努めているところでございます。

また、寒河江市におきましても、これまでも制度の仕組みを市報に掲載して周知を図ってきたところでありますが、今後とも国の広報なども十分連携を行いながら、各事務所に対しては本市の企業向けメールマガジンで、また市民の皆さんには早い時期に市報やホームページで改めて周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

毎週月曜日の毎日新聞にも1カ月連載されているわけですが、こういったもので目に触れていただきたいと思います。残念ながら裁判なども起きておりまして、そういう労使の紛争に至らないように、しっかりと啓発していく必要があると思っています。特に、今、市長からありました雇いどめ、これが起きないように進めていく必要があると思います。

次に、(2)の介護職員の処遇改善についてであります。

寒河江市の高齢者福祉計画、第7次介護保険事業計画案について、現在、市民の皆さんのパ

ブリックコメントを募集しております。

私は、これまでの一般質問の中で、待機老人ゼロに向けた介護施設事業所の増設とともに、介護職場で働く労働者の処遇改善が必要ではないかと申しあげてまいりました。

厚生労働省の資料QアンドAにも、市の独自加算などについて示されているわけでありますけれども、今回の改定は、介護保険料の月額基準額がこれまでの5,620円から360円、6.4%の負担増となり、5,980円と設定される一方で、地域包括ケアシステムを進化させていくという計画でございます。

これを実現していくためには、過酷かつ夜勤などで交代制の現場で働く人々、休日勤務も余儀なくされている、そうしたところの働く人の人材確保、そのための賃金改善が必須であり、急務だと思います。

残念ながら、計画案の具体的展開としまして、福祉・介護人材の確保・定着支援、若者への就労の関心を高めるとうたっているながら、介護報酬改定は平均0.54%の増というスズメの涙でありまして、何をもち進化なのか私にはよくわかりません。

課題となってきた保育士の処遇改善は、国の制度改正によって、若干ではありますけれども、実現される予定になってまいりましたが、介護士は、資格取得や職位によって一部改善されるものの、ほとんどの正職員、臨時職員も含め大多数が改善される見込みはないという状況でございます。

市内の介護事業所全体の改善に向けて、市長はどのように検討されてこられたのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 介護職員の処遇改善についての御質問ですが、これは前にもお答え申しあげたことがあろうかと思いますが、介護職員の処遇改善については、ひとり寒河江市の問題だけで

はないわけでありますので、全国の市長会を通して国にこれまでも要望してきたところでございます。

国におきましては、平成29年度に介護職員処遇改善加算が拡充をされているわけであります。内容は御存じかと思えますけれども、定期昇給や、経験、資格に応じた昇給の仕組みを設けるということで、その事業所の職員全員がさらに加算されるという内容になってございます。

これについては、市内のほとんどの事業所が取り組んでいるわけであります。1人当たり月額1万円程度の加算がされている状況にあるかと思えます。

御質問の現在策定中の第7期計画においては、人材確保、定着促進、働きやすい職場づくりについて検討したところでございます。新たに従事する職員や従事者に対する総合的な支援、それから介護従事者の負担軽減に向けて、介護ロボットや情報通信技術、ICTの活用について検討を進めるとしてございます。

もちろん、処遇改善に向けての市が行えることというものは限られているわけでありますけれども、市内介護関連事業所職員の交流を図ったり、あるいは情報や意見交換及び介護の質の向上を図るための研修、さらには各種イベントなどを開催してございます。

こうした取り組みを通して、働きやすい職場づくり、ひいては従事者の処遇改善につながる支援を行っていくことにしておりますし、今後ともそういった努力をしてまいりたいと思えます。

さらに、介護職を目指そうとする人の就業と定着につながるインターンシップを中心とした職業訓練制度の創設について、市の重要事業、要望の一つとして、県に要望を行っております。実現に向けて、引き続き要望活動を展開してまいりたいと思っております。

今後とも、市としては、介護に携わる方々の

御努力が報われるような力を尽くしていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 この課題につきましては、後ほど遠藤議員の質問の中にも盛り込まれておりますので、私からはこの程度にさせていただきたいと思えます。

(3)の多種多様な職業観の啓発について御質問させていただきます。

情報化や国際化が進み、日本人の活躍の場がグローバルになる一方で、身近な職人の方々の職場は余り知られておりません。

中学校2年生の総合学習で職業体験など、キャリア教育が行われておりますけれども、市内の官公庁や企業、事業所以外で働く、いわゆる大きな団体、組合には属していない、個店と言われる自営業者の皆さんの職業とその魅力について、もっと取り上げていくべきではないかという声がございまして。

一昨年は、全国の技能五輪、アビリンピックが行われ、本市の選手にもすばらしい成績をおさめていただきました。また、毎年、技能者表彰が行われておりますが、その職には属さないような地味な職業もたくさんございまして。いわゆる、ものづくりの職人、たくみと言われる方々の熟練した伝統技能を、ぜひこれからも取り上げていただきたいと思いますと思うのです。

県の「ものの婦」、ものづくりの女性を紹介したプロモーション動画なども、戦場カメラマン渡部陽一監督のもとに制作されたようでありますけれども、私も拝見しましたが、すばらしい作品でございまして。

ぜひ、これからの時代、いわゆる類似品、近隣自治体の大型ショッピングセンターや近くのコビニエンスストアに行けば、日本中どこでも買える、味わえるようなフランチャイズチェーンとの違いを理解していただきたい、広めていただきたいと思いますと思うのです。

特に、小中高生、大学生の関心を高め、職業選択の幅を広げ、技能が継承され、またベンチャー企業につながるように、情報発信などで広く紹介していただきたいと存じますが、市長のお考え、御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これからの社会を支えていく若い世代の皆さんが、これまで受け継がれてきた多種多様な伝統のわざ、あるいは歴史的な分野での活躍、仕事を選択できるように、早いうちから職業に対する関心を高めてもらうということは大変重要であると認識しております。

市としても、小学生の皆さんが、働くことの意義や楽しさ、将来なりたい仕事を探すきっかけをつくっていくために、商工会青年部に開催をしていただいておりますが、「コドモシゴト ボクノマチクエスト」という体験イベントなどを実施していただいておりますが、それに対して支援を行っております。

また、中学校においても、さまざまな業種の保護者の方あるいは地域の方を講師として、職業講話あるいは職業体験などを披露していただくというを実施しております。

また、高校生に対しては、インターンシップ事業、さらに大学生向けには企業説明会なども、いろいろ取り組んできているところであります。

また、御指摘の、たくみ、職人という分野に関して言えば、市では毎年、そうした長年にわたる同一業種で技術の研さんに励んで、後進の育成に努めてこられた技能者の皆さんを顕彰させていただいております。

さらに、こうした卓越した技能について広く周知をして、そして若い人たちにも関心を持ってもらって、その伝承に興味を持って取り組んでいただけるような人が一人でも多く出てくるように努めていかなければならないと思っています。

そういう意味で、我々としては、もちろん行

政ばかりでなくて、商工関係の団体、それぞれの団体などとも連携をしながら、そういった伝統技術なども含めたさまざまな職業の魅力、ものづくりの大切さなどについて、いろいろ情報発信をしていきたいと思っております。

また、ふるさと納税の返礼品などを全国的にも見ておりますけれども、やはりその土地ならではのものが大変好評になっております。そういう意味では、我々としても寒河江ならではの、返礼品などを発掘しながら、そういったことに取り組んでいただけるような若い力を育てていくという努力を今後一層進めていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。地域で働く職人の紹介、これがある意味、働き方改革にもつながっていくものだと思います。ぜひ若い人を育てていただくような施策をこれからも強化していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、ことしは明治維新から150年の節目と言われております。陵東中学校創立50周年記念事業なども、つつじまつりとタイアップして、長岡山で記念コンサートなども予定されているところでございます。

私は、昨年まで3年間、さくらんぼ大学という生涯学習の歴史学部、大学院に籍を置かせていただき、勉強させていただきました。講師の方々や生涯教育課の皆様本当に御世話になり、心から感謝を申しあげる次第です。

温故知新、歴史的偉人の功績を学ぶ契機、特に本市のさくらんぼの歴史、1868年、明治元年以降の、苦勞と試行錯誤の連続だった、ドラマチックな時代の移り変わりを全国にPRする絶好の機会だと思っています。

初代県令で薩摩藩出身の三島通庸、初代県議会議員で西村山郡長の河北町出身、西川耕作、桜桃栽培の先駆者で本市丸内内楯出身の井上勘兵衛、さくらんぼの父、育ての親と言われる庄

内藩出身の本多成允など偉人の偉業を後世に伝え、歴史を育んでいくべきであると思います。

私も、これからさらに研さんを積み、その一助となりますように微力ながら頑張っている決意でありますので、どうか今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号9番から11番までについて、6番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

この冬の平昌オリンピックでは、たくさんのアスリートたちのひたむきな挑戦に勇気と感動をもらいました。政治も、どうかこのようにフェアプレーであってほしいと望むものです。

さて、早速質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。

まず初めに、通告番号9番、介護報酬及び第7期介護保険料について伺います。

厚生労働省によりますと、2025年には介護職員が253万人必要になるのに対し、供給の見込みは約215万人で、およそ37.7万人もの人材が不足すると報告されています。介護職員は毎年ふえているものの、実際に必要とされる人数には追いついていないという現状だそうです。

本市にもさまざまな介護関係の事業所がありますが、介護に携わる職員がどのような問題を抱えながら仕事をしているのか、それをどう把握しているのか、まずお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員から介護の問題について御質問いただきましたが、早速お答えしたいと思います。

介護に携わる職員の方々が抱えている問題について、介護事業所の方からお伺いいたしました。デイサービスとか、あるいは特別養護老人ホーム、あるいはグループホームなど、夜勤のある、なしの差はあるわけではありますが、共通して多かった声は、人員の基準は満たしているものの、まだまだ人材不足である、職員が定着しないなどの、人手が足りないということが一番声としては多くございました。

次いで、残業が多い、きつい仕事の割に賃金が安いなど、労働に見合った収入が得られないということがございました。

そして、さらに職員の皆さんが高齢化している、さらに経営母体、例えば社会福祉法人とか株式会社など経営母体によって待遇が違うなどの声、問題があると聞いたところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 人員基準は満たしていません、人材不足である、賃金が安い割には仕事がきつい、このような思いで働いているというような把握でございました。

株式会社ウェルクスが行ったアンケート調査の回答がありますが、さまざまありまして、幾つか挙げてみますと、この業界は誰でも入りやすいが、誰でも続けられる職業ではない。心理的にストレスが多く、さまざまな面で配慮が求められる仕事であるにもかかわらず、社会的地位、給与、福利厚生、全てにおいて他業種より悪い。それでも高い意識を持って仕事をしている人が安心して続けられる環境を整えないと悪循環は解消されないと思う。また、介護は人材不足だと前から騒がれているのに、国は改善をしてくれるどころか、介護報酬を厳しくしていくばかりで、介護職員の首を絞めている。介護の仕事は好きだし、これからも続けていきたいと思っても、給料への不満は常にある。さらに、社会的地位が低く、胸を張って自分の仕

事を周りのみんなに言えない自分がどこかにいるのがとても悲しいなど、切実な声が寄せられております。

本市でも、介護職員の皆さんは同じような、似たような悩みを抱えて仕事をしているのだなということが感じとれる答弁でございました。

さて、先日、平成30年度の介護報酬改定が示されましたが、この改定の内容が先ほどの介護関係事業所の職員が抱える問題に応えるものになっているかどうか、見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど介護関係職員の方の声をお伝え申しあげましたが、人員の基準は満たしているだけけれども、まだまだ人材不足だとか、基本的に人手が足りないなどの声がございましたが、平成30年度の介護報酬改定、御案内のとおり、4つの柱があるわけでありすけれども、その1つに多様な人材の確保と生産性の向上というものがございます。その中で、介護福祉士などの有資格者でなくとも、生活援助サービス提供を可能にすること、また見守り機器等、介護ロボットの活用による夜勤職員の配置軽減などが言われております。

人材不足や介護従事者の負担軽減、職員の定着化などの問題があるわけでありすけれども、その問題に一部応える内容にもなっているのではないかと認識をしております。

介護職員の処遇改善の部分については、先ほどの渡邊議員の御質問にもお答えしましたが、昨年、前倒しをして改正が出されているということでありまして、今回の介護報酬改定には含まれていないという認識を持っているところでありすけれども、我々としては、介護従事者の皆さんの声などを十分踏まえながら、引き続き処遇改善について、全国市長会を通して要望してまいりますと考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先ほど人員基準は満たしてい

ないと私は言ってしまったのですが、人員基準は満たしていますが人材不足だということでございましたね。失礼いたしました。

それで、答弁ですけれども、有資格者でなくてもできるような体制、それから介護ロボットなどで職員の負担を軽減していく、そういうことに対しては、この介護報酬改定が役に立っているのではないかというようなお話でございましたけれども、この介護の問題といいますのは、有資格者でなくともできるというものではないのですよね。これは、あくまで資格を持っている方が専門的な知識を持って対処するということがぜひ求められているとも思いますし、介護ロボットなどの導入で職員の皆さんの負担を軽減するという事は結構なことなんですけれども、処遇改善については、まだまだ介護報酬の大幅な値上げも不可欠になってくると私は思っているところであります。

先ほどの会社の調査ですが、2017年12月調べでは、「介護職の待遇改善について、ストライキはするべきか」という質問に対し、「賛成」が65.4%、「反対」が34.6%、また2018年2月調べでの251名に緊急アンケートということで、「平成30年度の介護報酬改定に満足ですか」という問いに72%が「不満」と答えております。

こういう状況を鑑みて、やはりまだまだ処遇改善、現場で働く介護職員の皆さんはまだまだ大変なんだなという意識が伝わってまいりようなアンケート調査だと思っております。

そして今回、自立支援に向けた介護関係事業所へのインセンティブ、自立を促進した事業所への報酬額を増額するというものなんですけれども、このことをどのように評価するのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 30年度の介護報酬改定、先ほど申しましたけれども、4つの柱があるわけでありすけれども、その1つに、自立支援、重度化防止

に資する質の高い介護サービスの実現というものがございます。この中で、通所介護、デイサービスにおいて、ADL、日常生活動作の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に加算すること、また予防給付の訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションにおいて、掃除や洗濯等、日常行為の向上目的を設定したリハビリを行う場合の加算などが新たに設けられるということでございます。

いつまでも健康で生き生きと生活できることが、皆さんの、万人の願いであります。介護が必要になった場合でも尊厳を保持して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることが介護保険法の趣旨でありますので、自立を促すような取り組みを行った事業所に対して報酬額の増額というものは評価できると認識しているところでございます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先ほど、自立支援に向けた介護報酬の報酬額の増額について質問いたしました。自立支援、ADLを超えた場合に加算する、日常行為などリハビリへの加算、こういうものについては、人間の尊厳を認める上でも、自立支援を促進する応援になるのではないかと評価するものだというお話でございました。本当の意味で、そのような自立が図られれば、本当にそれにこしたことはない、素晴らしいことだと思います。

一方、新聞報道などでは、高齢者が無理な自立を強要されたり、自立機能回復が困難な人がサービスから締め出されたりする危険を強めるものではないのかなどという警鐘を鳴らしてい

る記事などもございます。

これについては、いかがお考えになりますでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申しあげましたが、介護保険法の趣旨というものは、やはりいつまでも健康で生き生きとした生活をしていくということが国民というのですか、万人の願いでありますから、そういう中で、介護が必要となった場合であっても、人間としての尊厳を保ちながら、能力というのですか、介護の状態に応じて自立した生活を営むことができいくような制度ということが本来の制度の趣旨であろうと思います。

そういう意味で、我々としては、今回の報酬改定の一部にそういうものが盛り込まれてきたということは評価をさせていただくということで申しあげましたが、そういう趣旨が生かされるような、趣旨を踏まえたような改正内容であらねばならないということを思っているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この報酬改定が真に自立を促すものであるべきであって、それを無理無理、自立に向けていくというようなことはあってはならないと、本当の意味での報酬の改定が求められるべきだという市長のお考えでございませぬ。そのとおりだと思います。ここはぜひ目配りをしていただきたいなというところでございます。

そして、介護の再生、拡充には報酬の大幅アップが不可欠だと思います。先ほどの渡邊議員の質問にもありましたが、スズメの涙という言葉もございました。大幅アップが不可欠、その際、利用者の負担増に直結させない軽減策を進めることが必要となってくると思うわけであり

ます。本市は、第7期介護保険料を決めるに当たっ

て、介護給付費準備金を取り崩し、1人当たり300円は抑えていただいたと伺っております。それは本当にありがたい、十分に評価しております。それでもなお基準月額が360円アップの5,980円となっております。

年金は下がる一方で、消費税増税も予定されている、収入アップは見込めない、こんな生活苦の中でどんどん上がっていくばかりの保険料、これでは踏んだり蹴ったりです。

そして、これまで必死の思いで払ってきた保険料で、いざ自分が介護保険を利用したいと思うときには、特養は要介護3からでないといけない。訪問介護の生活援助では、一定の回数を超える利用を厳格にチェックする仕組みが導入され、デイサービスについても、一定規模以上の施設の報酬を引き下げるなど、安心して利用できる環境ではなくなっているなど嘆く人がふえております。

私は、この第7期介護保険料を決めるに当たりまして、一般会計からの繰り入れということは考えなかったのか、ここのところをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からのお話でしたが、第7期の介護保険料については月額基準額を5,980円ということで、360円の増となる見込みになっておりますが、介護保険制度は、御案内のとおり、国民みんなで支えていくということで、これまで第6期ですから、三六、18年たっているわけですかね。そういう制度であります。

したがって、その財源というものは、国、県、市が公的負担をして、また被保険者の保険料であわせて負担をして賄っているというのが制度の趣旨であります。そういう制度の趣旨をこれまでも守ってきたわけでありまして、我々もこれからも守っていかなければならないということで、尊重していつてきているところでご

ざいます。

先ほど遠藤議員からは、介護保険給付金の準備基金を取り崩してというようなお話がありましたが、全額基金を取り崩す予定になっておりました、その分負担を少なくさせていただいて、5,980円とさせていただいたところでございます。

一般会計からの繰り入れは考えなかったのかということですが、これは何度も申しあげていることで、繰り返しになって大変恐縮ですけれども、先ほど申しあげた、介護保険制度の趣旨からいたしますと、みんなで負担をしていくということからすれば、さらなる一般会計からの繰り入れというものは適当ではない、安易に行うべきではないと思っております。もちろん県内でもそういう自治体はないわけがあります。そういう状況でありますから、今回もそういう具体的な検討は行ってこなかったということでございます。

そういう状況の中で、市においては、国が示している基準と同じような9段階による、負担能力に応じた所得段階による保険料設定をして、低所得者層に対して配慮をしていくということで、第7期の保険料の設定をさせていただいたところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 介護保険は国民みんなで負担するものだということのお話でしたけれども、これまでも何回か繰り返し議場で言ってきましたが、介護保険制度が多くの問題を抱えている。これは、介護保険が導入されたときに、国庫負担割合をそれまでの2分の1から4分の1へと大幅に引き下げたと、こういう事実がございますね。

そして、自治体の保険料の独自減免を締めつける政府の3原則、この縛りがあるからとも言われております。

この3原則は、1つに、個別申請による判定を行い、収入のみに着目した要件で、資産審査なしで減免を行ってはならないこと、2つに、減額のみで全額免除を行わないこと、3つに、財源は一般財源の繰り入れではなく保険料で賄うこと、こういうものですね。この3原則に縛られている自治体が多いわけであります。

しかし、介護保険は市町村の自治事務であります。本来、国の権力的な関与が及ばないものと認識しております。実際に、政府は2002年3月、参議院厚労委員会で井上美代議員の質問に対しまして、この3原則は地方自治法上、従う義務というものではないと答弁しております。

会計検査院の報告では、2015年度は28市町村、8億4,919万円が、さらに16年度は25市町村で7億5,882万円が法定外繰り入れを行っております。そのうち65歳以上の1号被保険者の介護保険料軽減のための法定外繰り入れは、2015、16年度は10自治体に広がっていることがわかりました。

これまで一般会計繰り入れを行ったところは北海道中心であります。稚内市、北斗市、長沼町、中富良野町などです。

介護保険制度ができた当初は、誰もが必要な介護を安心して受けられる、夢のような制度といううたい文句でしたが、現在は、必要な介護を安心して受けられる制度ではなくなってきているなども感じております。

国の制度の改善を求めていくことが第一に必要なこととは思いますが、市町村でできることを最大限やっていくことが自治体の責務ではないかとも考えるものですが、この点いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としても、市町村ができる範囲内で介護保険制度の円滑な運営というものを進めていく、そういう役割を、おっしゃるとおり、担っていることだと思います。

しかしながら、介護保険の運営を担っているところは市町村とは申しまして、財政的な面からいくと、半分は保険料、そしてその残った半分は国、県、市町村ということで、応分の負担をしているという大原則がありますから、そういう原則を維持しながら、全体の運営を円滑にしていく必要があると思いますし、そういう意味で、根本的には全体のパイがどんどん膨らんでいくということについて、やはり介護予防対策などについてもさらに強化をして、そういう保険料の増嵩に何とか歯どめをかけていく前向きな手だてを講じていく必要があると思っていますところであります。

できるだけ、そういう意味で、何とか介護保険制度をさらに内容的にも充実していく役割は市町村が担っていると思っていますところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 まず国、県、市が全体でやっていく、その大原則の上に立ってやっているということでございます。

取り組みについては、市町村が頑張っていていかなくてはいけないという認識でもございましたけれども、これまで市としても、県、国に対しまして、重要要望事業の中で、介護保険料の国庫負担を求める文言なども入っておりますね。これは、今後もぜひ声を高く言っていただきたいという思いとともに、介護予防に力を入れていくということでもございます。真に予防になるような介護予防にしていくためのお力添え、そういうものをぜひお願いしたいなと思います。

今後とも、ぜひとも国に対しても、一声も二声も上げていただきたいということをお願いいたします。そして、どうか寒河江市が東北、山形の先駆けとして、低所得にあえぐ市民のために、介護保険料の引き下げに力を尽くしていただきますように切望いたしまして、

通告番号9番の質問は閉じたいと思います。

続きまして、通告番号10番、生活保護費について伺います。

昨今、生活保護という言葉に対して、ある種の固定観念や偏見が広がっているように感じています。生活保護は恥だとか、生活保護を受けている人のほうが自分よりいい暮らしをしているとか、芸能界での生活保護へのバッシング、また、少し極端ではありますけれども、ある自治体職員の、生活保護をなめんなよと書かれたジャンパー着用による締めつけなど、弱い者同士を分断させ、嫉妬心をあおるようなこの状況は一体どこから来るのだろうと考えてしまいます。

その一つに、一般低所得世帯、所得が最も少ない10%の層の実質所得が下がり続け、貧困が悪化する日本の現状があると思います。

しかし政府は、今でも不十分な生活保護の生活扶助基準、光熱費や食費などですね、これを最大5%引き下げようとしております。これに関連して、3月1日、生活保護費のうち、ひとり親世帯に支給される母子加算を3年かけて段階的に削減する具体策も示しました。

そこで伺います。

まず、本市で生活保護の申請を行った件数はどのくらいなのでしょう。

- 内藤 明議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 寒河江市の生活保護の申請件数ではありますが、平成28年度は13件でございました。平成29年度は、2月末時点で14件となっております。
- 内藤 明議長 遠藤議員。
- 遠藤智与子議員 13件に14件、やはり少ないなという感じはお受けいたします。そのうち、実際に保護を受けられた件数はどのくらいでしょうか。
- 内藤 明議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 生活保護につきましては、御案

内のとおり、資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮するという方に対して、困窮の度合いに応じて必要な保護を行って、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度になっているわけであります。

生活保護を申請された場合に、資産や預貯金等を調査した上で、最低生活費を下回った場合に保護が開始になるという仕組みになってございます。

実際、生活保護申請から保護開始となった件数については、平成28年度は10件、29年度は2月末現在で12件となっているわけです。ですから、生活保護に至らなかった件数というものが両年度合わせて5件あるわけでありましてけれども、その5件の理由としては、本人からの取り下げが2件、それから収入などが生活保護基準を超えていたためというものが3件となっております。

- 内藤 明議長 遠藤議員。
- 遠藤智与子議員 実際に保護を受けられた方が、28年度が10件、29年度が12件で、合わせて5人の取り下げがあって、そのうち本人取り下げが2人、そして、生活基準困窮度の割合を下回ったという方が3件ということでございますね。わかりました。

それでは次に、保護を受けている世帯の状況、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

- 内藤 明議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 この2月末で生活保護を寒河江市内で受けている世帯は80世帯になっております。人数は95人となっております。
- 厚生労働省で定義している世帯の累計で申しあげますと、高齢者世帯、これは65歳以上の方のみで構成されるか、また、これに18歳未満の方が加わった世帯を高齢者世帯というのでありますが、これが45世帯であります。
- 次に、母子世帯、これは配偶者がいない65歳未満の女性と18歳未満の子のみで構成されてい

る世帯で、これは1世帯です。

それから、障がい者世帯、世帯主が障がい者加算を受けるか、心身の障がいで働けない方の世帯が10世帯。

それから、傷病者世帯、世帯主が入院また傷病で働けない世帯が2世帯となっております。

その他世帯、いずれの世帯にも該当しない世帯が22世帯となっております。

また、80世帯のうち、単身世帯は69世帯、2人以上の世帯は11世帯となっております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり高齢者の単身世帯がとも多くて、母子家庭などは少ないんだなと感じました。

厚生労働省の説明では、生活扶助費は最大5%、平均で1.8%削減され、削減総額は年間210億円、7割近く的生活保護利用世帯で生活扶助基準が引き下げられることになるとしております。生活扶助費が上がる世帯は26%、下がる世帯は67%ともなっているようでございます。

生活扶助基準の見直しの最大の問題点は何か。それは、一般低所得世帯、所得が最も少ない10%の層に合わせて生活扶助費を引き下げの方針になっていることと考えます。もともと現在の生活扶助基準でも、憲法25条が保障する、健康で文化的な生活と言える水準になっていないのに、一般低所得世帯に合わせてさらに引き下げたら、一体どんな事態が引き起こされるのか。

このような国の動きを受けた今後の課題についてですが、以上のようなことが実現されてしまったら、保護を受けている人はどのような影響を受けると予想されるのか、お伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 厚生労働省が昨年12月22日に発表した見直し案があるわけでありましてけれども、それによりますと、見直し案ですから具体的な細かいところまではまだ出ていないのでありま

すけれども、都市部の単身世帯や子供さんが多い多子世帯で減額幅が大きくなっていると見受けられます。一方で、地方については増額になる世帯もあるとなっているようでございます。

きょう現在においても、具体的な基準額というものは国からまだ示されておりません。そして、この見直し案についても、寒河江市が該当する級地は、この級地というものは6段階に分かれているそうなんです、寒河江は下から2番目の3級地の1というところに該当しているんですけども、その3級地の1の試算案というものがまだ示されておりませんので、今の段階では、具体的にどの程度影響が出るのか、あるいは影響額がどのくらいになるのかということがわかっておりませんけれども、全体的に見て影響は寒河江市の場合、少ないのではないかと理解をしているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 都市部で減らされ、郡部では上がる世帯もあるというようなお話でございました。

全体的に寒河江市は影響が少ないのではないかなというようにお話でございしますが、このような生活扶助基準が生活保護利用世帯で引き下げられるということでございますので、寒河江市は影響が少ないことは結構なんですけれども、どのようになっていくかまだわからない、未知数であるということでありまして、ぜひ動向を注視しながら見ていく必要があるのではないかなと思います。

そして、やはり、ひとり寒河江市だけがよくなったとしても、全国的にこのような引き下げが行われれば、いろいろな細かな施策に関連してくるわけですね。ですので、生活保護一つだけとって、余り影響がないというふうに安心ばかりしてられないような状況もあるようでございます。

まず、大阪のシングルマザーの実態ですけれ

ども、やはり市長もおっしゃったように、都市部ではかなりの貧困がありまして、生活保護を利用する前の一般低所得世帯だったところは今より8キロも痩せていた。子供たちに食べさせ、貧しいのは私のせいだから食べたらだめという脅迫に近い感情があった。お風呂は湯温をぎりぎりまで下げて3人一緒。電気も暗くなるまでつけない。一番つらかったことは、3年間無保険で子供を一度も病院に連れていけなかったこと。息をひそめ、薄氷の上を歩いているような生活だったですか、やはり千葉のシングルマザーは、自分が食べるのは子供の食べ残しだけ、お風呂は冬場に週1回沸かし、あとは水シャワーですか、埼玉の高齢者は、肉や魚は月1回なのに、さらに食費を削るしかない。人間を否定するひどい計画と、怒りと悲しみの声が渦巻いております。

では、なぜ一般低所得世帯、所得が最も少ない10%の層の生活水準がこれほどまで困窮しているのか。それは、生活保護の捕捉率が2割程度にとどまっているという大問題があるということでございます。

捕捉率とは、生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人の割合のことで、国際的にここまで低い理由として、冒頭私が述べました、生活保護は恥という感情、ステイグマともいうそうなのですが、それと、自分に利用資格があることを知らない人がいるということなどが挙げられているようです。

さらに、この生活保護費削減計画が実現されますと、低所得者向けのほかの制度に与える影響も大きいと言われております。

生活保護基準は、憲法25条で保障する、健康で文化的な最低限度の生活を具体化したもので、低所得者を対象とする他の施策の給付水準や給付対象などに連動しております。厚労省が発表した47の施策には、就学援助や障がい福祉サービスの利用者負担上限月額、保育料基準などが

含まれるということでございます。

このような生活保護費の削減は、ぜひとも撤回すべきと考えるわけですね。このことをぜひ国に求めているのだと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 生活保護基準の見直しに伴う他の制度へ生ずる影響ということで、この件につきましても、まず国の制度について、生活保護基準が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響を及ぼさないよう対応するという国の方針が出されているところであります。

また、地方単独事業については、先ほどお答えいたしましたとおり、本市への影響が不透明な状況でありますので、今後の動向を見きわめながら、適切に対処していかねばならないと思います。

国へ要望してはどうかということですが、もちろんほかの市、自治体も関係、影響することなので、寒河江市への影響を調査しながら、また市長会とも十分連携をして、その辺のところは適切に対応を検討していきたいと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 他の市町村とも連携して求めていくというお話でございました。ぜひお願いしたいなと思います。

広がる貧困と格差、病気や失業などで、あしたがどうなるか誰にもわからない社会、あすは我が身ということわざもあります。そして、情けは人のためならず。自分に返ってくるものだという言葉もございます。

貧困層への支援こそが政治の責任であると思います。ねたみやバッシングを捨て、いつでも誰でも正当な権利である生活保護を受けられるような環境づくりを切に望みます。

そして最後に、この生活保護法を生活保障法

に改めてはいいのではないかという提案も国会でなされているということをお伝えしまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、通告番号11番、就学援助金について伺います。

佐藤市長のもとで、特に子育て支援の施策が大きく前進していることを喜んでおります。来年度も、第6次振興計画の行動計画で示されていた、30年度からの子供の医療費の無料化の対象を高校生まで拡大する施策も、計画どおり来年度の当初予算に計上されました。市民の皆さんへの温かいプレゼントになると思っております。加えて、就学援助の入学準備金を、入学後の7月から、入学前に支給することも実現され、とてもうれしく思っております。

そこで、今回はさらなる期待を込めまして、就学援助の対象の拡大について伺いたいと思います。

平成22年4月から対象品目であるクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などが増加されていることを受けまして、本市でもぜひ拡大してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 それでは、就学援助対象の拡大ということで御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

就学援助制度につきましては、御案内かと思っておりますけれども、学校教育法におきまして、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと定められております。これを受けて、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付要綱というものがございますので、これに基づきまして、援助費の支給を本市でも行っているということになります。

本市では現在、学校給食費、修学旅行費、それから校外活動費、学用品費、そして新入学学

用品費、通学用品費、医療費、この7品目につきまして、学期ごとに3回に分けてまして支給をさせていただいているところでございます。

支給額につきましては、学用品費と新入学学用品費、通学用品費、医療費、これについては国で定める支給額に基づきまして、全額支給を行っております。

それから、学校給食費、修学旅行費、校外活動費につきましては、これまで実費の9割の支給を行ってございましたけれども、平成27年度に修学旅行費と校外活動費は10割に、それから平成29年度、今年度ですが、学校給食費を10割補助ということに改正しております。

また、先ほどお話がございましたように、新入学学用品費等の入学前の支給を行うということで、保護者の皆さんの負担軽減を図ってきているところでございます。

御質問の就学援助の対象品目の拡大についてということでございますけれども、本市ではこれまで、先ほども説明させていただきましたけれども、現在、学校給食費等7品目の支給ということを行ってございまして、先ほどの国の補助金交付要綱では、おっしゃるとおり、その7品目以外の体育実技用具費とかクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、通学費、この5品目についても支給の対象とされているということでもあります。

県内の市町村の状況を見たとところでございますが、この5品目全てではなくて、一部について支給を行っているところが多いようでございます。

県内の13市だけ紹介させていただきますと、支給状況を見てみますと、山形市、天童市、鶴岡市、長井市は体育実技用具費の支給を、それから酒田市、新庄市は体育実技用具費と通学費の支給、上山市は通学費の支給、そして村山市、尾花沢市はクラブ活動費と生徒会費、そしてPTA会費の支給、それから南陽市は体育実技用

具費とクラブ活動費と、さらに生徒会費、PTA会費の支給、そして米沢市が体育実技用具費の現物支給を行っている、こういう状況でございました。

本市におきましては、これまで、先ほど申しあげましたけれども、支給額の改正を重点に行っておりまして、支給品目の拡大については、実情を十分に調査しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 大変詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

県内13市の実情もわかりました。そして今後、国の交付要綱に基づいて、本市でも支給品目の実情など見ながら検討していただけるということがございますね。一つでも多く子供たちの就学援助の品目をふやして、保護者の方の軽減に尽くしていただければなと思っております。ぜひ期待しております。

寒河江市は、県内でも本当に先進的な施策をさまざま展開しております。それについては、本当に安心して船に乗っていただけるな、そういう思いで過ごしているわけですが、この船がさらにゆったりと大きな流れに乗って、皆さんの、我々市民の幸せの……何を言っているかわからなくなりましたが、とにかく、市長の誠心誠意の行政に感慨深いものを感じながらも、さらなる市民の負担軽減に向けて頑張っていたらと思っております。私の一般質問を閉じたいと思っております。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

○内藤 明議長 通告番号12番について、8番石山 忠議員。

○石山 忠議員 3月定例会の一般質問も最後になりました。もう少々おつき合いいただきたいと思っております。

17日間にわたって熱戦を繰り広げた雪と氷の祭典、平昌オリンピックが、冬季大会では過去最多13個のメダルを獲得し、幕を閉じました。メダルを獲得した選手はもちろんのこと、多くの日本アスリートが頑張る姿は、私たちに大きな感動を与えてくれました。寒河江市出身の選手がいればなという思いとともに、選手の皆さんに、御苦労さま、ありがとうを贈りたいと思います。

通告番号13番、平成30年度の市政運営についてお伺いいたします。

平成30年度は、第6次寒河江市振興計画・行動計画、平成28年度からの中間年に当たります。

2月28日、平成30年度市政運営の要旨、施政方針が示されました。現在、寒河江市が抱える最も大きな課題は人口減少の問題として捉えられ、さがえ未来創成戦略の3つの基本目標を掲げ、政策を推進し、特にUターン者や若い子育て世帯をターゲットとした取り組みが功を奏したと評価され、まちづくりは「ひと」づくり、「ひと」も「まち」も持ち合わせている特色や内に秘めている可能性を大切に、磨き、育むことによって、未来に向けて輝きを放つとし、「未来志向のひと・まちづくり」として、新たに始動させ、新年度の施策に取り組んでいると述べられております。

その施策の推進のため、平成30年度一般会計予算についても、当初予算としては10年連続で増、過去最大となった平成29年度予算に引き続き、当初予算では過去最大となる積極的な予算が示されました。

そこで、お伺いいたします。

平成30年度は、5年スパンの行動計画の中間年に当たります。平成29年9月議会において、第6次振興計画及び行動計画に関する市民評価についてのアンケート調査を実施している。結果の分析を行い、来年度以降の行動計画に反映すると答弁されました。

分析状況と行動計画への反映状況及び中間年の30年度等を含めたこれからの方向性について、所感をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 第6次振興計画及び行動計画に係る市民アンケートの調査結果に対する石山議員の御質問でありますけれども、これは昨年8月25日から9月15日までに、市内の20歳以上の市民の方に無作為抽出をお願いいたしました。

回答者数は1,164人ということでございましたが、その結果については、昨年11月の議員懇談会において御説明させていただいておりますが、この調査において現状の評価が高かった施策を申しあげますと、四季を通じたイベントの充実、それから子育て世代の負担軽減などの評価が高かった施策でございます。

また一方で、現状の評価が低い施策としては、生涯にわたってスポーツを楽しむ環境づくり、それから結婚活動の支援などの評価が低かったという結果であります。

また、今後の重要度が高い施策、今後、重要視して進めてもらいたいという施策については、介護サービスの充実、それから地域医療体制の充実、子育て世帯の負担軽減などとなっております。

総じて申しあげますと、日常生活にかかわりのある医療、福祉、子育て分野について、今後の重要度、期待度が高くなっていると思っております。この重要度と現在の評価について比較をして、そのギャップが大きい施策については、今後その評価を高めていく取り組みを一層重点的に取り組んでいかなければならないと分析をしたところでございます。

こうした分析結果や振興審議会の方の御意見なども踏まえて今回、行動計画の見直しを行ったところでございます。

その中で、小児医療体制の充実、市立病院の整備、保育環境の充実、教育環境の整備などに

ついて、その市民評価などを反映したものとさせていただきます。

先ほどありましたけれども、平成30年度は行動計画の中間年でありますので、この5年間の行動計画の道筋を確かなものにしていく必要があるわけであります。これまでの取り組みを検証して、喫緊の課題であります人口減少対策の強化、さらには振興計画の将来都市像「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ」実現に向けた各般の課題に鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 アンケート等の結果を今回の行動計画に活かされているということは十分理解ができました。

そこで、次に、財政計画、特に公債費についての考え方について、大型事業や重要事業の進捗により起債の動きは変わるとは思いますが、後年度負担により有利に事業展開が可能になるということも事実です。国、県における補助率が低下していることもお伺いしています。

30年度予算の見込みとして、実質公債費比率の減を見込んでおりますけれども、事業展開において、まちづくり基金や財政調整基金からの繰り入れが大きく、ふるさと納税の動向が大きく影響すると思われまので、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 毎年この議会の第1回定例会におきまして、翌年度の市政運営に臨む基本方針を申しあげているわけでありますが、その中で予算編成についての考え方を御説明申しあげているところでございます。

平成30年度におきましても、財政の健全化を維持、継続することを基本としながら、当面する市政課題の解決に向けた諸事業を重点的に展開するために、積極的な予算編成を行うことにしたところでございます。

その結果において、財政計画の中でお示ししているわけでありませけれども、将来、財政構造の弾力性を示す実質公債費比率は、さらに改善をしていくという見込みになってございます。もちろん財源というものは限られておりますので、工夫をしていかなければなりません、御指摘のとおり、近年はふるさと納税を活力あるまちづくり推進のための貴重な財源として活用させていただいております。もちろん、ふるさと納税は寄附金であり、財源としては不安定な側面もあるわけですが、今後も寒河江市を応援していただけるよう工夫し、より安定的な収入として確保に努めたいと考えているところでございます。

一方、公共施設や道路などの整備など投資的事業というものは、市の活力向上、生活環境の整備のためになくはならないものでございます。今後、老朽化が進む施設の整備のための財源確保は大変でありますけれども、きちんと進めていかなければならないと考えております。

施策を決定するに当たっては、より有利な補助金、交付金などの財源確保、各種の基金の活用、交付税措置のある有利な起債の発行や民間活力の導入など、知恵を絞りながら、また健全財政を維持、継続するための方向性を定めて、今後とも健全財政と積極的な予算編成の両立に努めて、第6次振興計画の実現に向けてさらに鋭意取り組んでまいる所存でございます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山議員。

○石山 忠議員 一般質問の冒頭、通告番号を13番と申しあげましたけれども、12番でしたので、訂正しておわびをさせていただきたいと思いま

す。

先ほど、市長から御答弁いただきました。今後の財政運営について、私は起債というものを全面的に否定する考えはございません。市民ニーズに応えるためには有効に活用するということを考えながら、財政運営に当たってほしいという願いがあります。

行動計画の中で、今回、寄附金等の減額、安定財源でないというお話がありましたので、それらの影響が、自主財源のパーセントも48.7から45.6と、かなり影響があるのかなということを感じながら質問させていただきました。

そこで、そんなに大きな話ではないのですけれども、その財政計画の中で、本年度一般会計の財源の税収の一つであります入湯税の考え方なんですが、対前年の比較として0.1%の減というような数字が載ってございました。ここにいきますと、入り込み客数の減を予想するマイナスなイメージがつくのかななどということを感じたのは私だけではないと思います。

行動計画の中にも、観光面の市政運営をしっかりやっていきたいという、元気な計画がたくさんありますけれども、その裏打ちとなる入湯税の減について、いろんな事情があるかと思っておりますけれども、これについての、もし市長の御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 入湯税については、御案内のとおり、翌年度の入湯者数を予測して、少しかた目に計上するということが常でございます。

そういう意味からすると、御指摘のとおり、入湯税が前年度より減ることについては、来年度、入湯者が減ってくることを予測していると思われるのではないかとと思いますが、そういう意味では、我々としてはぜひ収入はかた目に見積っていることが常でありますから、必ずしもそういうことを前提にして取り組んでいっているということではありませんが、できるだ

けいろいろな誘客活動に取り組みを進めて、歳入の予算を上回るような入湯者に来年度、来ていただくようお願いしたいと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 次に、項目を絞って御質問させていただきます。

まず、組織の見直しにおける慈恩寺振興課の新設についてお伺いいたします。

史跡慈恩寺の整備について、平成30年度から全体の基本設計策定作業に入るが、ガイダンス施設の整備を含め、文化財を戦略的にまちづくりに生かしていくという観点から、所管を教育委員会から市長部局に移し、史跡慈恩寺の整備に関することは慈恩寺振興課、従来の文化財保護、歴史に係ることは歴史文化係として教育委員会の所管としています。

施政方針においても、文化財を戦略的にまちづくりに生かすことで、文化面のみならず、観光、商工、建設の分野など多方面にわたる連携によるまちづくりの総合的な取り組みを進めると述べられています。

慈恩寺振興課新設の目的及びデメリットについてどのような検討が行われたのか、詳細をお知らせいただきたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この4月から、史跡慈恩寺の整備を所管する新しい課として、市長部局へ慈恩寺振興課を設置することになっているわけでありますがけれども、これは市政運営の方針、ただいま石山議員からも御披露ありましたが、申しあげておりますとおり、文化財としての慈恩寺という枠にとらわれずに、さらに史跡内外を問わず、慈恩寺全体について、観光や商工などの分野、さらにはハード、ソフト含めて幅広い分野の整備を展開していく必要があると認識のもとに、組織改正を行うものでございます。

また、行動計画でも、また予算でもお示ししていますとおり、ガイダンス施設の建設へ踏み

出すことなど、業務量が増加するということが見込まれますので、教育委員会生涯学習課課内室の慈恩寺歴史文化振興室から独立をして、業務実施に向けてスピーディーに政策判断が行えるような体制を整えるとしたところでもあります。

また一方で、これも市政運営の方針でも申しあげておりますが、未来志向のまちづくりを進めるという中での慈恩寺の整備というものを、その目玉政策に掲げているところがございます。文化施設を整備していくということだけでなく、まちづくりの一環としての事業展開だと我々は考えております。

そういった意味で、これまで政策企画が「慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画」の進捗状況の管理と関係する各課の連絡調整というものを担っておりましたが、当然、新年度からは新しい課がその役割を担い、慈恩寺振興についての窓口を一本化させていくということにしております。

このことは、地域の皆さん、あるいは関係する団体にとっても非常にわかりやすく、さらに連携が強化されると期待しているところであります。

デメリットはないのかというような御質問でありましたが、特にデメリットということは想定をしておりませんでした。強いて挙げるとすれば、現在、現地調査を進め、史跡指定地の拡大というものを目指している関係から、この部分については、やはり専門的かつ歴史的な検証あるいは研究が必要なことから、引き続き生涯学習課の歴史文化係で担うことが適当であると認識をしているところでございます。

その辺は役割分担をきちっとしながら、2つの課が連携をとり合いながら、事業を実施していく必要があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、関係する各課などとも十分連携、協調をしながら、これまで以上

に情報共有を図って、迅速な対応が図れる体制を早期に構築していくことが肝要と考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 今回の課制条例の見直しは、所期の目的の実現と今後の対策の順調な進みがあるということを御期待したいと思えますし、今、出てきました史跡地域の拡大ということも出てくることから、次の質問に移らせていただきます。

市長部局と教育委員会部局の立場を踏まえた文化財保護政策の今後について、文化財保護法の見直しが進められると聞いていますが、保護法と関連して伺います。

昨年8月、歴史的な建物や史跡などを生かした地域振興が進めやすくなるよう、文化庁は文化財保護法を大幅に改正する方針を決めた。市町村が、地域の文化財の保護、活用に関する基本計画を定め、国の認定を受けることを条件に、国指定文化財の改修など現状変更を許可する権限を文化庁長官から市町村長に移譲、補助金や税制優遇で、観光やにぎわいづくりのための活用を後押しすると報じられ、2月27日の読売新聞によれば、政府が今国会に提出する文化財保護法改正案の全容が明らかになった。市町村が国指定文化財を活用しやすくするため、国の権限の一部を移す、地域活性化を後押しする狙いがあり、2019年度の施行を目指す。文化財保護に重点を置いてきた政策を、保護と活用の両立に転換させるものだ。市町村は、文化庁から現状変更の許可を受けなくとも、建造物や史跡などの景観を整えるために、周囲の電柱を地中化したり、寺社などでコンサート用の仮設物を置いたりできるようになる等々の内容になっています。

文化財を戦略的に生かす方針にとって、大きな影響があると思えますので、御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新聞報道などによりますと、今国会に文化財保護法の改正案が提出されるということですが、主な内容については、1つには、今、御指摘ありましたけれども、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進ということが挙げられております。具体的には、市町村が地域における文化財の総合的な保存、活用に係る計画を策定し、国の認定を受けると、一部事務の権限移譲や、国に対して文化財の登録の提案ができるようになるということでございます。また、個々の文化財の保存、活用計画を策定し、これも国の認定を受けると、個別に要している保存や活用の行為に係る諸手続を弾力化することができるというようになるものだと思います。

また、2つ目は、地方の文化財行政の推進力の強化が挙げられております。文化行政全体としての一体性や景観、まちづくり等に関する事務との関連性を考慮して、文化財保護に関する事務を一層充実するために、必要かつ効果的と判断する場合には、条例によって文化財保護の所管を教育委員会から首長部局に移管することも可能性になるというものでございます。

こういった内容を見ますと、このたびの改正というものは、平成16年以降の大きな、文化財の保護の仕組みを変えるものになるようでございますので、今後、改正内容の十分な把握に努める必要があると認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、慈恩寺を初めとする寒河江市の貴重な文化財の保存と活用を一層図りながら、文化財を生かした地域づくり、まちづくりを進めていくことが重要であると認識しているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 文化財を多面的に活用する対策、対応の幅が広がるということは、寒河江市にと

って十分な活用を行うチャンスだと捉えて、構想をぜひ進めてほしいなと思います。

慈恩寺以外の文化財に関する対策について伺います。

慈恩寺振興課の新設により、史跡慈恩寺については順調に整備充実が図られると思います。寒河江市には多くの文化財があります。歴史、文化を保護、活用、継承していくことの大切さは言うまでもありません。

個人所有の文化財の散逸を防ぐための施策、例えば歴史資料館などの対策が待たれます。お考えをお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺以外の文化財に対する対策ということの御質問でございますので、教育長から御答弁申しあげたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 それでは、私から答弁させていただきますと思いますが、慈恩寺以外の文化財の対策ということではありますが、本市には慈恩寺以外、慈恩寺に限らずいろいろな文化財がありまして、例えば大江公、あるいは平塩の熊野神社、そういったものを初め、各地区に貴重な文化財が受け継がれてきているものと思っております。

これまで、本市の文化財など歴史文化の研究につきましては、市史編さん事業を中心に行われてきておりまして、歴史文化資料の収集、あるいは資料内容の解明などを行ってきたところでございます。

この本市の市史編さん事業につきましては、平成32年度の市史要約編の発行によりまして、ひとまずは終了するというようになっております。そのため、市史発刊終了後の本市の歴史文化研究のあり方をどのようにしていくかと、発刊済みの市史の見直し作業も含めて検討する時期に来ているなど思っているところであります。

将来を見据えた本市の歴史文化の振興につい

て協議をするために、来年度、平成30年度ですが、有識者等によりまず検討委員会を設置していきたいと考えております。

これまででも、各地区に歴史文化活動推進員という方を委嘱いたしまして、文化財の散逸や喪失を防ぐための情報収集に努めてきたところでありますけれども、検討委員会では、今回の文化財保護法の改正の趣旨も踏まえまして、ハード面、ソフト面、両面から文化財の保存や活用などについて、総合的な協議がなされるものと考えております。

そういうことで、今後とも本市の貴重な文化財を大切に、確実に守り伝えていかなければならないと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 先ほども申し述べましたけれども、慈恩寺以外の他の文化財の保護、活用策というものが非常に大切なことになってきますけれども、その大もとといいますか、基本的な既知がなければなかなかできないということがありますので、有識者による検討委員会の活用といいますか、ぜひ推進してほしいということをお願いしたいと思います。

次に、市民浴場・市営住宅の建設計画についてお伺いいたします。

まず、P F I方式の導入の取り組みについて、市民浴場についてお伺いします。

施政方針において、市民浴場は付近に活断層の存在が指摘されていることから、改築、移転について、今年度中にこれまで実施した調査結果を踏まえ移転先を決定し、新年度、事業手法等について検討を進めるとしてあります。

現在までの状況についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民浴場につきましては、利用者の安全・安心を図っていくために、できるだけ早い時期に移転、改築を進めていくことを目指しまして、今年度は移転候補地や概算

事業費などに関する調査を実施しているわけ
あります。

移転候補地については、源泉から遠くない距
離で、現在と同規模の敷地面積を確保できる場
所として3カ所程度を選定し、利便性や安全性、
経済性などについて評価をしているところでご
ざいます。

また、概算事業費につきましては、基本的な
考え方として、源泉のくみ上げ能力などを考慮
して、現在の市民浴場と同程度の規模で改築す
るということを想定して、移転候補地の地理的
条件なども加味して概算事業費を積算している
ところでございます。

こうした調査結果を踏まえて総合的に判断を
した上で、年度内には移転候補地を決定して、
新年度に事業手法、施設内容等について十分検
討していきたいと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 続きまして、市営住宅について
お伺いいたします。

12月定例会において、同僚議員の質問に対し、
塩水地区内で行う住宅団地整備に係る事業手法
の選択作業の中で、PFIの手法についても検
討するとし、施政方針でも、新たに整備する市
営住宅について、PFI事業導入の検討を行う
としています。

PFI事業の取り組みは、民間事業者にとっ
て、経済情勢が最も影響が大きいと思います。

今後の進め方について、市民浴場も含めてP
FI方式導入の検討をなされたと考えますが、
いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問のPFI方式については、
御案内のとおり、厳しい財政状況にあって、民
間が持つノウハウや資金を活用した、いわゆる
民間活力の導入による公共施設等の整備手法と
して注目をされておきまして、その実績もふえ
てきている状況にあるかと思っております。

市営住宅の建設計画につきましては、平成28
年度に寒河江市営住宅整備計画というものを策
定して、その中で、建てかえとして、西寒河江、
高屋、西浦の3団地について、公営住宅の将来
必要ストック数をもとに、市営住宅建設用地の
検討や事業手法についてまとめてきたところで
ございます。

今年度は、新規市営住宅建設用地を買収して、
整備計画に基づき、建てかえの事業手法として、
公設公営方式あるいはPFI方式で行う場合の
メリットやデメリットなどを比較しながら、寒
河江市公共施設マネジメント会議などで検討を
行ってまいったところであります。

御質問のPFI方式については、国も推奨し
ていることなどから、社会資本整備総合交付金
の充当率や分割払いによる財政負担の平準化、
一括発注による財政的なメリットも見込まれる
などということが挙げられているところでござ
います。

一方で、導入可能性調査やアドバイザー料
などが伴うと。調査などによって、事業着手ま
での時間がかかるということがデメリットとし
て挙げられているところでございます。

これまでの検討の結果、平成30年度において、
PFI方式の導入可能性調査の費用を計上して、
調査を行う予定としたところでございます。導
入可能性調査について、その結果が出た段階で
は、議会にも御説明申しあげることもちろん
であります。現在入居しておられる皆さんに
も丁寧に説明をして、御理解をいただきながら、
寒河江市営住宅整備計画を推進していくとい
うことにしているところでございます。

なお、市民浴場におきましても、事業手法に
ついて検討の参考にしていきたいと考えている
ところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 次に、行動計画における計画の
経過と今後の方針について伺いますが、今、述

べました2事業について、平成29年度に示された行動計画と比較して、計画が先に延びたように感じられましたので、市民が待ち望んでいる事業であることから、計画の経過と今後の方針についてお伺いしようとしたのですが、今の市長の答弁にはほとんど入っていましたので、もしお考えがあればお伺いしたいのですけれども。

特に、PFI方式というものも、話題になってから相当年数がたっていますが、具体的に導入された事例、成功例というものはあるんでしょうけれども、たくさん出てきているとはなかなか感じられなかったことがあったものですから、それらも含めて、もし今の2事業、あるいはそのほかの行動計画についてもいいんですけども、さきに述べたような感じだと、その2事業について特に思いましたので、否定されるかもしれませんが、もし御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市営住宅並びに市民浴場の整備に向けた計画については、先ほど御答弁申しあげたところでありますが、基本的に行動計画のスケジュールとしても、最終的な完成年度というものは、市営住宅の場合でも、これは予定どおり平成33年度と見込んでおります。また、市民浴場の移転、改築についても、これも当初の計画どおり平成32年度の完成ということで、これも変わっておりません。

そういうことで今進めようとしております。もちろん、事業の進捗によってその計画の年度が変更するという場合は、情勢の変化によってあり得るかもしれませんが、今のこの2つの事業については、予定どおり最終完成年度は変更ございませんということを申し上げたいと思います。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 次に、なか保育所の新設移転に伴う影響についてお伺いいたします。

きめ細かな保育環境の整備として、新たに整備する市立なか保育所について、寒河江マザーズ支援拠点整備事業として建設工事に着手し、平成31年春の開所に向けて準備を進め、定員を40名増員するとともに、病児・病後児保育を行い、多様化する子育てニーズに応える。

命を守る地域医療体制の充実では、小児科医不足を解消するために、なか保育所の移転新築にあわせ、医療保育施設を一体的に整備し、小児科クリニックを誘致と施政方針で述べられています。安心・安全な子育てを支える事業と、心から感謝をいたします。

昨年3月議会で、保育所整備計画の平成35年度ニーズ量見込み比較では、なか保育所に民間施設を加えても、75人程度の定員不足を見込んでいると質問いたしました。

全国的に、待機児童解消に向けた保育の定員拡大が続く一方、子供が保育所に入れず、親が育児休暇を延長したケースを待機児童数に含めない例が多くありました。平成30年度からは、どの自治体でも原則、待機児童に含めることになりました。

本市における待機児童の把握についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 保育所への児童の入所は随時受け付けをして、対応しているわけでありましてけれども、待機児童の把握については年に2回、4月と10月時点で把握をして、これは国にも報告をしているということでございます。

待機児童の定義で、特に育児休業中の取り扱いについてであります。以前は待機児童に含めないとされておりましたが、平成29年、昨年4月1日に改正されて、復職したが保育所が見つからず、育児休暇を延長した場合は待機児童として取り扱うということになったわけでありまして。

寒河江市におきましては、以前より育児休業

中で、入所後、復職する意向がある場合には待機児童として把握しておりましたので、今回の改正による待機児童数に変更はないとなっております。

そういうことで、保育の需要見込み数についても、待機児童数の定義改正に伴う変更はないということに考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 待機児童のカウントについて、寒河江市では育児休業の延長の場合でもカウントしていたということで、大変安心をいたしました。寒河江市ではないのですが、子供が入所できなかったことによって育児休暇を延長したなどという例も聞いておりましたので、お伺いいたしました。

そこで、特に周辺地域の少子化が進んでいる現在、なか保育所の定員数増による他の保育所及び認定こども園、認可保育所など、認可保育施設及び民間立保育や地域型保育施設への影響と共存について、どのように捉えておられるのか、御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内の認可保育施設は現在、市立保育所が分園1カ所を含んで7カ所、民間立保育所が4カ所、そして認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設がおのおの1カ所ということで3カ所、合計で14カ所あるわけであります。寒河江市では、この14カ所について入所の申し込みを受け付けて、審査を行って、入所内定をしているということでございます。

審査の方法については、保護者の就労状況などの家庭状況によって、保育の必要性を客観的に判断して行うわけでありまして、施設の内定については、保護者の希望を優先することにしております。

もちろん1カ所だけではなくて、複数の希望施設を記入していただくという申し込みの用紙

になっておりますが、まずは保護者の第1希望の施設から内定をしていくということにしておりますが、ただ施設ごとの受け入れ可能人数というものは限りがありますので、やむを得ず希望外の施設へ内定となる場合などは、居住地、勤務先なども考慮して、いろいろ工夫をして内定させていただいているということでございます。

御質問の、なか保育所の定員増によって、他の施設との影響はないのかと、こういうことでございますが、保育所の整備計画におきまして、将来の入所定員の入所ニーズというものを把握したわけでありまして、寒河江地区内での入所定員増が見込まれるということから入所計画を策定したわけでありまして、特に低年齢児の受け入れが早期な対応が求められているという状況でございます。

したがって、このたびのなか保育所の整備については定員増を40名いたしますが、その8割を低年齢児枠としております。これは、先ほど申しあげましたとおり、新たな保育ニーズに対応するということになるわけでありまして、したがって、なか保育所の定員増があることによって、他の保育施設への影響というものは少ないのではないかと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 前にも御質問させていただきましてけれども、兄弟が違う保育所に行ったとか、遠いところに通所しなきゃいけないとか、そんな話題が出ておりましたので、それらの解決に向けてぜひお願いしたいなというところでございます。

なか保育所建設に伴う周辺住民との協議及び周辺整備の計画についてお伺いいたします。

昨年3月の定例会の折にも質問いたしました。近隣住民の皆さん、利用されている児童の保護者の皆さん、関係団体と調整を図るとの答

弁をいただいております。

保育施設の建設に伴って、通所の安全性を初め多くの課題が想定されると思います。例えば、水路のつけかえや周辺道路の整備など、これまで生活してこられた住民の要望も多いと思います。十分な配慮を行い、事業の完成を待ちたいと思っておりますが、これまでの課題とその対策についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なか保育所の建設に当たりましては、周辺の方々にも御賛同、御理解をいただきながら整備していくという必要がありますので、これまで3回ほど周辺の方々と意見交換会を開催させていただきました。その中でいただいた御意見あるいは要望などについて、現場での立ち会いや確認を行って、さらに個別にいただいた御意見などについても十分考慮しながら、できるだけ周辺の方々の御意見を反映した基本設計、実施設計としていただいております。

また、先ほどお話がありましたが、もともと湿地帯であった敷地西側へ水路を布設して、既存の水路をつけかえたり、環境整備のための通路舗装など、地元の皆さんの要望を取り入れた周辺整備も計画しているところでございます。

さらに、県道に面した出入り口の混雑に対する懸念というものがございまして、施設利用者に対しては、左折での出入りを徹底していただくというようなことで、周知を図っていくことにしているわけでありまして。

そういう意味で、より丁寧に周辺の方々にも御説明をし、御理解を得た上で進めていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 特に、なか保育所の移転、新築する場所は、古くからのまちでありまして、住民たちが住み続けてきた歴史のあるまちでもあります。いろんな事情が、あるいは条件があると思いますけれども、建ててからではなかなか

対応が難しいと思っておりますので、建設に当たっては、今、市長がおっしゃられたように、より丁寧に進めていただきたいと思います。

周辺の方々の話を聞きますと、そういう小児科の併設ということは大変喜ばしいことなので、この辺で子供をふやす運動をしなければいけないだろうなどというお母さんたちの話もありました。

市の重要事業や市民の関心が深い事業等について、ホームページやインターネットなどを通して情報公開の手段としていただいておりますが、市民に広く知らされているとは言えないと感じております。市民ニーズを的確に取り上げ、積極的な事業展開を実施していても、市民から理解や賛同を得られなければ寂しいことだと思っております。

まだまだ、絵を見て興味が湧き、本文を読む市民が多いと思っております。そこで、市報を活用し、企画物的な、紙面による事業提示を図るべきと思っておりますけれども、御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の重要事業、あるいは新しい事業、さらには市民の皆さんに直接関係のある事業などについては広く、我々としても広報して、市民の皆さんが情報を共有して、理解していただく取り組みをさらに充実して進めなければならないと考えております。

組織改編の中でも御説明申しあげましたが、来年度、さがえブランド戦略室というものを設けて推進していくことを申しあげました。そういう意味では、市民の皆さんにも、寒河江のすばらしい資源あるいは特徴などについて御理解いただくように取り組んでいかなければならないということも考えているところでございます。また、御指摘の市の広報などについても、さがえブランド戦略室に担当所管を移して、その中で情報発信をしていくということに予定しているところでございます。

石山議員の御指摘のとおり、市の政策などについて、広く市民の皆さんに周知を図っていくということが今、広報の取り組みの中では、これまで若干少ないのかなと我々も感じておりましたので、そういう役割を担っていける組織にしていければと思います。もちろんホームページでの情報提供なども継続しながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

予定では早速、4月5日号の市報の紙面に特集として、人口減少に立ち向かうさがえ未来創成戦略の進展状況ということで、企画記事を掲載する予定にしておるところでございますが、今後できるだけ各種の施策について幅広く提供して、情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 町会長連合会報の第38号で、連合会の会長の菊池 進さんが、町会長の役割と町会の課題という一文があります。その中で、町会長の役割として、ただ年に何回もの集金や老朽化したごみ集積所、配布物の多さなど、地域住民として気になることは多々ありました。これらのほとんどが相談や苦情として寄せられていますというような一文を寄せています。

ホームページやそういったもので広報することも大事だと思いますけれども、お知らせという部分と、下水道、病院、その他重要事業をたくさん取り組んでおられる寒河江市の特集記事というものは、ぜひ広報を通して市民に知らせるといったことは大切なことなのではないかということで申しあげました。

今回の3月5日号の市報においても、お知らせ記事はたくさんあり、出来事記事はたくさんありますけれども、寒河江市はどういう考え方で進んでいくんだという、あるいは住民に対する問題提起とか、そういった場面の紙面づくりというものはなかなかないというところが、非常に物足りない感じがいたします。お

知らせ版の広報ではなくて、市の重要事業等を市民とともに、市民に投げかけ、市民参加を得る特集というものは本当に必要なのではないかなと思っております。

例えば、タウン誌であります「M o r i v e r」の最後のページにも、寒河江は子育てにとって本気です。全国からのふるさと納税を活用と、こういったページも出ています。こういったことというものは、本当にまちの人たちに、この絵を見て、本文をしっかり読もうという道筋をつけるための大きな媒体になるのかなという思いがありますので、御提言させていただきました。

第6次寒河江市振興計画・行動計画をもとに、事業等を絞って御質問させていただきました。施政方針に、市政を取り巻く状況について、それぞれの職員が共通認識を持ち、平成30年度においても「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」の実現に向け、全職員と一丸となって取り組むと決意を述べられています。

市政の主役は一人一人の市民であるとも述べています。市民ファーストの市政運営を御期待申しあげ、質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時45分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

